



## 東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の

一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程（平成二十年  
交通局規程第三十一号）の一部を次のように改正する。

## 別表第一 五の部次亜塩素酸塩類の項中

その他の次亜塩素酸塩類

を

漂白剤\*

密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造しているもので、液体は一リットル以内、固体は重量が〇・五キログラム以内のもの

に

改める。

## 附 則

この規程は、令和七年五月二十六日から施行する。

発 行 東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 ○三(五三三二)一一一(代)  
郵便番号 163-8001  
定 價 本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む) 一一〇円

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七号  
電話 ○三(三八一)五一〇一(代)  
郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この商品  
リサイクルして下さい。